

経営面 や 労務面 でお困りの 中小企業の皆さまへ

給与制度・
給与体系を
見直したいのですが…

就業規則を
しっかりしたもの
にしたいのですが…

もう少し
生産効率を
上げたいのですが…

販路拡大の
方法について
知りたいのですが…

社内レイアウト
を効率的なもの
に見直したいのですが…

その他
経営・労務に
関すること…

相談内容(例)



相談も専門家派遣も
すべて**無料**で
安心です。

富山県最低賃金総合相談支援センターの

ワン・ストップ無料相談窓口をご活用下さい。

経営面や労働面など幅広いご相談に応じるほか、
必要に応じて無料で専門家を各企業に派遣し、
個別にコンサルティングを受けることもできます。

富山県最低賃金総合相談支援センター

開設日・開設時間／毎週水曜日 9:00～17:00
(祝祭日・お盆・年末年始除く)

場所：富山商工会議所ビル 6階 富山市総曲輪 2-1-3
(富山県中小企業団体中央会内)

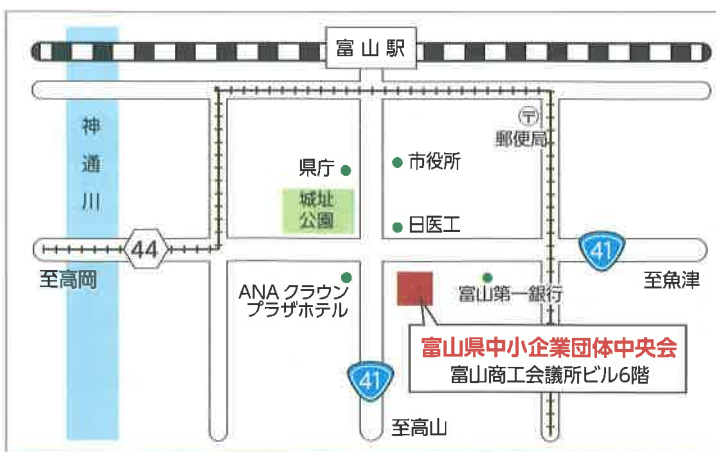
電話：076-424-3686 FAX：076-422-0835

相談担当：杉森コーディネーター

*相談内容、企業、個人情報などは秘密厳守で安心して
相談いただけます。

相談申込方法は、センターでの面接のほか、電話、
FAX等をお願いいたします。FAXの場合は裏面の相談
申込書をご利用下さい。

平成27年度富山労働局委託 専門家派遣・相談等支援事業



これまで企業さんより下記のような**ご相談の事例**があり、**本事業を活用**されました。

相談例 1 勤務シフトの見直し

A社は、受注先から受注量の増加の打診があったが、工場敷地が狭く、設備の増設ができないため、2交代勤務制の導入並びに現在の受注単価の採算性について、専門家に相談。専門家から本相談窓口を紹介され、専門家派遣事業を利用するよう助言を受けた。センターへ相談のうえ専門家派遣が実施され、2交代勤務制の導入と採算性を検証することができた。

相談例 2 人材育成

B社は、ベンチャー企業であるが、さらに新たな分野への進出を企画。しかし、現在の事業が多忙を極め、新規採用の従業員の教育研修プログラムの策定が難しいことから本相談窓口にご相談。専門家派遣事業を利用し、専門家から助言を受け、教育研修プログラムを策定することができた。

相談例 3 就業規則の整備

C事業者は電気工事業を営んでおり、業績が順調に推移しているため、今後の業務拡大のためにも法人化を図って優秀な人材確保に取り組むため、その体制整備が急務となっていた。そのため、体制づくり全般について本相談窓口にご相談したところ、法人成りの手続きやメリット、デメリットについてアドバイスを受けるとともに、労務管理の基礎となる就業規則制定について専門家から作成内容や方針について指導を3回受けた結果、実態に即した就業規則を作成することができた。

相談例 4 変形労働時間制の導入

D社は、サービス業者であるが、毎月1回土日にイベントを開催しており、それには従業員総出で実施しなければならず、休日出勤手当を支払うため人件費がかさみ、経営を圧迫していた。そのため、変形労働制の導入と年間勤務カレンダーの作成について、本相談窓口の専門家派遣事業を利用し、専門家から3回の指導を受け、自己負担無しで作成できた。

相談例 5 業務改善助成金の計画作成支援

* 助成金の概要は次頁を参照下さい。

E社はサービス業を営んでおり、老朽化した設備の更新と最新の受注システムの導入を検討していた。従業員4人のうち2人は時給720円のパートタイマーで、システムを導入すれば業務効率が上がり、パートタイマーの時給を引き上げることができる。本相談窓口にご相談したところ、当社のような中小企業・小規模事業者が行う労働能率の増進に資する設備・機器の導入にあたり国の支援策（業務改善助成金）があることを知った。

助成金を利用したいと思ったが業務改善計画の策定及び計画書の作成方法が分からず、専門家派遣を利用し、専門家から業務改善計画の策定指導を3回受けた結果、業務改善計画書を作成することができ、業務改善助成金が交付された。

ご相談・専門家派遣への流れ

アポイント

下記の相談窓口において、ご相談をお受けしています。ご希望の相談日時をご連絡いただくとスムーズに対応できます。

ご 相 談

窓口での相談のほか、訪問も可能です。ご相談内容や個人・企業情報の秘密は厳守されておりますので、安心して相談いただけます。

専門家派遣

相談者の要請があれば、必要に応じて相談内容に精通した専門家を派遣します。
(専門家派遣は3回まで無料)

派遣専門家一覧

氏 名	専門分野
上田 玲子	社会保険労務士 中小企業診断士
鎌倉 義則	社会保険労務士
坂下 裕子	社会保険労務士
高橋 明美	社会保険労務士
中土 政英	社会保険労務士
山中 隆善	社会保険労務士

中小企業事業主向け 業務改善助成金のご案内

この助成金は中小企業の賃金と業務の改善を国が支援し、従業員の賃金引き上げを図るための制度です。事業場内の最も低い時間給を、引き上げた中小企業・小規模事業者に対して、賃金引上げに資する業務改善を支援します。

この助成金では、業務改善にかかる経費の 2 分の 1 (上限 150 万円) を助成します。

(企業規模 30 人以下の小規模事業者については、要した経費の 4 分の 3 を助成します。)

(支給の要件)

- [1] 賃金引上計画の策定
事業場内の時間給 800 円未満の労働者の賃金を引き上げ
(就業規則等に規定)
- [2] 引上げ後の賃金支払実績
- [3] 賃金引上げに資する業務改善を行い費用を支払うこと
- [4] 解雇・賃金引下げ等の不交付事由がないこと 等



業務改善助成金は下記のような経費に対して助成いたします。

- ① 賃金制度の整備**
事業場内で最も低い賃金の引上げに伴う賃金制度の見直しのための賃金コンサルタント経費
- ② 労働能率の増進に資する設備・機器の導入**
(1) 在庫管理、仕入業務の効率改善のための POS レジシステムの購入費用
(2) 作業効率及び安全性の向上を目指した工場、店舗等の改装、機器等の購入費用
- ③ 労働能率の増進に資する研修**
新設備導入に必要な労働者の操作研修の費用

お問い合わせ先

富山県最低賃金
総合相談支援センター
TEL : 076-424-3686

お問い合わせ先
申請先

富山労働局労働基準部賃金室
〒930-8509
富山市神通本町 1-5-5
TEL : 076-432-2735

富山県中小企業団体中央会

富山県最低賃金総合相談支援センター

FAX 076-422-0835

相談申込用紙

相談者氏名	
事業所名	
所在地	〒 -
連絡方法 と連絡先	TEL - - FAX - - E-mail
相談内容	<p>1. 給与制度・給与体系見直し</p> <p>2. 労働時間の改善</p> <p>3. 就業規則の作成・改定</p> <p>4. 職場環境の改善</p> <p>5. 労働安全衛生対策の見直し</p> <p>6. セクハラ、パワハラ対策</p> <p>7. 生産効率の向上化</p> <p>8. メンタルヘルス</p> <p>9. ワークライフバランス</p> <p>10. 若手社員・中堅社員の人材育成</p> <p>11. 販路拡大</p> <p>12. 新規事業展開</p> <p>13. 技術導入</p> <p>14. 経営革新</p> <p>15. マーケティング</p> <p>16. IT活用による経営強化</p> <p>17. 海外展開</p> <p>18. 業務改善助成金の活用方法</p> <p>希望する支援の具体的内容</p> <div style="border: 1px solid black; height: 150px; margin-top: 10px;"></div>